

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

フィリピン 編

2010年3月



IV. 刑事訴訟、民事訴訟および行政措置

1. 刑事訴訟

IP法の定めにより刑事訴訟の提訴においては、禁固および罰金の罰則が科せられる¹⁶⁸。

このような場合、権利者は、刑事訴訟の開始に先立ち、裁判所に捜査・差押令状の発行を請求し侵害者に対し執行することで、一時的であるが迅速な救済を求めることができる。

捜査・差押令状の取得と実施は、消費者への模倣品販売を防ぐ有効な方法であり、法に従い発行と実施が行なわれる限りにおいて、知的財産権侵害の証拠を得る有益な手段である。

捜査・差押令状は本質的に、他者の財産剥奪を伴うため、権利侵害を明確に示す証拠に基づいて発行されなければならない。

捜査・差押令状の発行のための申請準備には、権利者、現地の弁護士、法執行機関の積極的な参加が求められる。権利者は、捜査・差押令状の発行申請前に、通常、現地弁護人の支援を受けながら、疑わしい侵害者に対する予備調査を行なう私立探偵を雇う。その調査では、侵害者の身元や経歴、活動、模倣品が販売・保管されている場所等に関する情報を調べる必要がある。

初期の調査段階で、権利者が真贋判定を行うために、私立探偵は模倣品と疑われる製品の「テスト購入」を実施する。疑わしい侵害者が模倣品を扱っていることが判明したら、正式な捜査を遂行するために、法執行機関の支援を求める。法執行機関の担当者は、私立探偵の支援を受け、真に知的財産権の侵害が行なわれているかどうか、2度目の「テスト購入」を実施し、自ら検証する。

法執行機関の担当者は、知的財産権侵害が行なわれていると確信した場合、担当者は裁判所に起訴するために、収集した証拠（すなわちテスト購入品）を裏づけとして、捜査・差押令状の請求を準備する。裁判所は、提出された証拠を検証し、自ら証人（すなわち法執行機関の担当者、私立探偵、権利者の代理人）への審問を行なった後、知的財産権侵害が行なわれていると確信したならば、自らの監督の下で法律執行機関によって実施される捜査・差押令状を発行する。

捜査・差押令状によって、法執行機関の代表者は、知的財産権侵害者の敷地に入り、その保有する全ての模倣品の差押を実施することができる。押収品は、刑事訴訟において裁判所に提出される証拠として利用される。裁判所、および／または法執行機関の敷地は通常、押収品の保管に不十分であるため、裁判所は、押収品を民間倉庫に保管し、その費用を権利者が負担するよう命令を出すことができる。しかしながら、押収品は引き続き裁判所の管理下に置かれる。

捜査・差押の結果が裁判所に報告された後、法律執行機関、および／または権利者は、検察庁（Public Prosecutors Office、PPO）もしくは司法省（DOJ）に申立を行なう。検察庁また

¹⁶⁸ 刑事訴訟は、著作権侵害、特許侵害（再発侵害の例）、商標侵害、不正競争（詐称通用）、出所の虚偽表示および／または虚偽の記述または表現に関わる事件で提起される。

は司法省は申立てを受理すると、知的財産権侵害に責任がある侵害者を留置する「相当な理由」があるか否かを判断するための予備調査を実施し、続いて侵害者に対し、通常の裁判所への（犯罪）情報の提出を勧告する。予備調査の間、疑わしい侵害者には申立に反論する機会が与えられる。

検察官が提出した（犯罪）情報を裁判所が支持した場合、裁判所は、侵害者に対する逮捕令状を発行するが、侵害者は一時保釈のため保釈金を支払うこともできる。その後、裁判所は正式な裁判手続へと進む。刑事訴訟は、国家に代わって起訴されるものであり、従って検察官の直接的な管理と監督の下で行なわれる。しかし、権利者は、附帯私訴人として刑事手続に参加することが認められ、雇用する弁護人を通じて、侵害の結果として自身が被った損害を証明することができる。権利者は、行使の権利が留保される限り、損害回復のために別途、侵害者に対する民事訴訟を起こすことを選択できる。そうでない場合、その訴訟の民事的側面については、刑事訴訟と共に実施されるとみなされる。

刑事訴訟には収監という刑罰が伴うため、捜査・差押令状の発行直後や、PPO/DOJによる予備調査の間、もしくは裁判所での刑事訴訟の係争中であっても、侵害者が権利者と友好的な和解に入ろうと試みるのがよくある。当事者間での和解条件は様々であるが、そこには通常、（1）模倣品販売に関与することを差し止める侵害者による約束の履行、（2）権利者に対する謝罪広告の掲載（一般に流通する新聞への掲載）、（3）侵害の結果として権利者が被った損害の補償としての権利者への金銭支払い、（4）侵害者の模倣品の出所の開示、が含まれる。前述の諸条件に従う見返りとして、権利者は、訴訟が既に裁判所に持ち込まれている場合には、その刑事訴訟への更なる参加を見合わせる。

当事者間での解決は、侵害者の責任の刑事訴追における民事的側面にのみ対応するものである。従って、侵害が国家に対する犯罪である以上、既に当事者間で解決されているか否かにかかわらず、裁判所は侵害者に対する刑事訴訟を継続することができる。しかし、実際には、裁判所は刑事訴訟を取り止めざるを得なくなる。権利者の取り下げにより、その支援と積極的な参加が無くなると、侵害者を起訴することが困難となるからである。

2. 民事訴訟と行政措置

模倣ではないが、権利者の製品および／または商標と混同を生じさせるほど類似する製品および／または商標を含む侵害の場合、民事訴訟や行政措置申立が提起される。しかし、国家や権利者の証明責任として「合理的な疑いを超えた証明」が求められる刑事訴訟と異なり、民事訴訟と行政措置では、より証明の必要性の度合いが低くなる（すなわち民事訴訟については「証拠の優越」、行政措置については「実質的な証拠」）。

知的財産権実施のための民事訴訟が一般の裁判所で行なわれるのに対し、行政措置申立は IPO に提起される。両者において、求められる主な救済には、違反製品、製法、商標、作品のさらなる使用の恒久的な停止、権利者が被った金銭的損害の賠償が含まれる。しかし、行政措置申立においては、民事訴訟では得られない他の行政処分を課すことがある。すなわち、

(1) 侵害の対象製品の没収や押収、(2) 違法行為に使用された物品、全ての不動産や個人財産の没収、(3) IPO が適当とみなした行政的な過料の賦課、(4) IPO に与えられたあらゆる許可、免許、権限、登録の取消、停止、差止、(5) 非難、(6) IP 法に基づく、他の類似の処分、である。

いずれの場合においても、権利者は、侵害継続を一時的に防ぐために、一時差止命令や仮差止命令の発行を求めるなど、暫定的な救済措置を利用することができる。

知的財産権行使のための民事訴訟・行政措置は、類似の手続を採用している。申立が提出され、民事裁判所や IPO に所定の費用が支払われると、相手方には、申立への回答を提出する機会が与えられる。両当事者の答弁書や弁論趣意書が提出されると、裁判所によって事前審理が実施され、その間に両当事者は審理のための証拠を準備することができる。その後、訴訟の審理は進行し、提示された証拠や議論に基づいて判決が下される。

3. 暫定的救済措置

3-1 民事捜査

最高裁判所は 2002 年に、知的財産権行使のための民事訴訟の係争中、あるいはその開始に先立って、権利者が捜査・差押令状の発行を求めることを認める規則を公布した。これらの特別規則の公布に伴い、権利者は刑事・民事訴訟の双方で、捜査・差押令状を通じ、知的財産権を行使できる。

民事の捜査と差押に関する新規則の目的は、知的財産権の侵害行為を防止し、疑わしい侵害の関連証拠を保存することにある。しかし、刑事の捜査・差押令状の発行と執行に関する規則とは異なり、新規則は、捜査・差押令状が請求される前に侵害者が書類や物品を破壊、隠蔽、除去する実証可能な危険性がある、という証明を権利者に要求している点でより厳格であると言われている。さらに新規則は、権利者に対して、侵害者に返却されるすべての費用や、令状の発行の理由によって彼が被るすべての損害の支払いに応じるために、担保（現金、保証、同等の有価証券）を支払うよう求めている。前述の違いの結果、権利者にとっては、民事の捜査・差押令状を入手することは困難で負担の大きいものとなっている。

捜査・差押令状は、裁判の遅延が権利者に取り返しのつかない損害を及ぼす可能性があるか、証拠が破壊される危険性がある場合に限り、裁判所が発行する。

申請は、知的財産権侵害を審理するよう指定された裁判所、すなわち当該侵害が発生した場所の特別商事裁判所か、原告の選択により捜査が実施される場所に位置する裁判所に提出する。権利侵害が既に申立てられている場合には、訴訟が継続中の裁判所に申請される。

申請者は、裁判官が発行命令を出す前に評価する証拠として、以下の事実を示さなければならない。

- (a) 申請人が真の権利者または権利者から正式に許可された代理人であること
- (b) 申請人の権利が侵害されている、またはそうした侵害が差し迫っており、当該侵害行為を行う被告人または予期される相手方当事者に対する最終的な救済命令をだすに一応有利な事件であると信じさせる根拠があること
- (c) 申請人が被る潜在的または実際の損害が、取り返しのつかないものであること
- (d) 証拠となる文書や物品が、何れの当事者系審判の前に、侵害を申し立てられた被告人または相手方当事者によって破壊、隠匿、除去するかもしれないという明確な危険性があること
- (e) 押収される文書や物品が、侵害を申し立てられた被告人または相手方当事者の侵害行為の証拠、もしくは申請人の知的財産権を侵害しているまたはそれを意図する手段として使用されたという証拠を構成するものであること

申請人は、捜査・差押令状の発行命令の際に、被告もしくは対立当事者のために裁判所定める相当額の現物による保証、抵当による保証、その他同等の担保を預託する必要がある。そうした保証が、被告もしくは対立当事者に返却されるすべての費用または後者が令状の発行によって被るすべての損害費用を、申請人が支払うという申請者の約束についての条件となる。

3-2 民事訴訟・行政措置における仮差押命令および差止仮処分

知的財産権の侵害に関する民事訴訟と行政措置において、裁判所と IPO には、仮差押および差止の仮処分を命じる権限が与えられている。行政措置における発令の根拠は司法手続と同一である。

仮差押は以下のケースに適用され得る。

- (a) 当局にて商標登録を行う際に、口頭によるか書面によるかを問わず、虚偽もしくは不正な表明や表示により、または虚偽の手段によって、詐欺罪を犯したものに対する訴訟
- (b) 商標に関わるか否かを問わず、詐欺行為その他信義に反する手段を用いることにより、自己の製造または提供する商品、事業、サービスが、信用を確立している他人のものと偽る行為（パッシング・オフ[詐称通用]）、あるいはその様な結果を生じさせることを意図したあらゆる行為を行う当事者に対する訴訟

- (c) フィリピンに居住しておらず見つけることができない当事者 または公告により召喚されている当事者に対する訴訟
- (d) 判決執行を逃れる意図を持ってフィリピンを出国しようとする当事者に対して、IP 法違反により生じる訟因について金銭または損害賠償の特定額の回収を求める訴訟
- (e) 被害者から詐取する意図をもって、自己の財産を移転または処分した、もしくはそうしようとしている当事者に対する訴訟

また、差止の仮処分は次の場合に認められる。

- (a) 申請者に求める救済を受ける権利があり、そうした救済の全部または一部が、一定期間または永続的に申立のあった行為の実行や継続を抑制するか、またはある行為の実行を要求するものであること
- (b) 訴訟中に訴訟対象となっている行為を実行、継続または実行しないことによって、その申請者にとって不公平となる可能性があること
- (c) 当事者または何人かが、訴訟や手続の対象事項について申請者の権利を侵害する行為または判決の効力を損なう行為を、実際に行っている、行いそうである、行おうとする、あるいは他人に斡旋していること

資料 20 知的財産権侵害に対する行政措置申立

